

第1編 総論

第1章 後期基本計画策定の基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

1 策定の目的

本市は、地方自治法の規定に基づき、昭和49(1974)年に策定した「柏崎市長期発展計画」に始まり、平成29(2017)年に策定した「柏崎市第五次総合計画」まで、それぞれの時代に対応した長期的な計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

また、平成19(2007)年7月に未曾有の被害をもたらした新潟県中越沖地震に対しては、震災からの復旧・復興と更なる発展を目指し、平成20(2008)年に「柏崎市震災復興計画」を策定し、あらゆる施策に優先して取り組んできました。

現在の市域における本市の人口は、国勢調査によると、平成7(1995)年までは増加傾向にありましたが、それをピークに減少に転じました。その後、平成22(2010)年までの15年間は年平均約670人減で推移していましたが、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間は、年平均約1,000人減となり、人口減少の加速化が進んでいます。

「柏崎市第五次総合計画後期基本計画」(以下「後期基本計画」という。)は、「柏崎市第五次総合計画基本構想」(以下「基本構想」という。)のうち、後期を計画するものです。「柏崎市第五次総合計画前期基本計画」(以下「前期基本計画」という。)における取組を発展的に引き継ぎながら、人口減少の加速化と超高齢化に伴う問題の多発化や深刻化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による社会情勢の急変など、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めることを目的とします。

2 取り組む課題

後期基本計画は、持続可能な柏崎の未来の実現に向けて、若者や女性に選ばれるまちを目指すとともに、デジタル社会*の実現や新たなエネルギーのまちの実現のための道筋をつけるなど、新たな芽を育む計画とし、以下の諸課題に取り組みます。

- 基本構想策定時からの時代背景の変化(SDGs*の国際ルール化・標準化、デジタル化*の進展、低炭素社会*から脱炭素社会*への移行、ウィズコロナ・ポストコロナ社会の模索など)を捉えた課題
- まちづくり市民アンケート調査などを通して把握した市民ニーズの高い課題
- 前期基本計画における事業の進捗状況を踏まえた課題

第2節 計画の枠組み

1 計画の期間

平成29(2017)年に策定した基本構想では、後期基本計画の期間は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間(※)としていました。しかしながら、目まぐるしく変化する社会情勢に柔軟に対応するため、4年間に変更します。

後期基本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とし、基本構想の期間は、平成29(2017)年度から令和7(2025)年度までの9年間とします。

年度	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
基本構想	平成29年度～令和7年度(9年間)								
基本計画	平成29年度～令和3年度(前期5年間)					令和4年度～令和7年度(後期4年間)			

2 構成

後期基本計画は、「総論」、「重点戦略」及び「分野別施策の基本方針」から構成されます。

第1編 総論

- 策定の趣旨、人口予測などからなる策定に当たっての基本的な考え方を示します。また、前期基本計画期間における時代背景の変化や地区別の人口予測を踏まえ、取り組むべき構造的な課題を示します。

第2編 重点戦略

- 前期基本計画の重点戦略の課題や、まちづくり市民アンケートによる重視すべき点及び時代背景の大きな変化を踏まえて、政策的に施策を進める重点戦略を示します。

第3編 分野別施策の基本方針

- 基本構想における同方針にのっとり、「防災・生活・環境」、「産業・雇用」、「健康・福祉」、「教育・スポーツ」、「魅力・文化」及び「自治経営」の各分野について、6つの章から構成される分野別施策の基本方針を示します。また、主要施策単位でSDGs*における関連するゴールと、関連する柏崎市の個別計画を示します。

※令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間：基本構想では、平成34(2022)年度から平成38(2026)年度までの5年間と示していますが、平成から令和への改元を踏まえ、後期基本計画では令和を使用します。

第3節 人口予測

1 基本構想における人口展望の検証

平成29(2017)年の基本構想策定から5年が経過することから、将来人口について検証します。中間年である令和3(2021)年について、基本構想における人口展望と実績値を比較すると、令和2(2020)年時点で既に約2,500人以上下回っています。また、当初目標年とした令和8(2026)年について、「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略*」における人口展望と目標年値の比較では、約3,400人以上下回っています。

基本構想における人口展望の検証

	中間年 令和3(2021)年	当初目標年 令和8(2026)年
基本構想における人口展望【A】	8.4万人～8.7万人	8.0万人～8.5万人
国勢調査速報値【B】	81,549人 ただし令和2(2020)年	—
柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(※1)における人口展望【C】		
現状推移型(※2)	—	75,438人
ケース1(※3)	—	76,137人
ケース2(※4)	—	76,612人
差分	約2,500人～5,500人 【A-B】	約3,400人～9,600人 【A-C】

このように中間年と当初目標年において差が生じた要因は、次のとおりです。

若者の転入促進に対する期待値の高さ

○基本構想の人口展望では、15歳～24歳の転出抑制と25歳～34歳の転入促進に期待し、予測を行いました。転出抑制には一定程度の効果が見られたものの、25歳～34歳の転入者数は、平成17(2005)年からの5年間で4,314人であったのに対して、平成22(2010)年からの5年間は3,263人、平成27(2015)年からの5年間は2,889人と、減少し続けています。

想定以上の人口減少

○基本構想の人口展望は、平成22(2010)年の国勢調査を基準年としており、その5年後の平成27(2015)年は87,202人と予測しました。しかしながら、国勢調査結果は86,833人となり、予測値より369人下回っており、既に想定以上の人口減少が進んでいたことになります。

- ※1 柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略：この中の人口ビジョンを定めるために将来人口を予測した際の結果によります。
- ※2 現状推移型：コーホート要因法*による予測値です。「生残率」「子ども女性比」「0～4歳性比」及び「純移動率」を設定し算定します。「生残率」は、日本の地域別将来推計人口(平成30年推計/国立社会保障・人口問題研究所)による柏崎市の仮定値です。「子ども女性比」は、平成27(2015)年を基準年として以降5年ごとの推計値です。「0～4歳性比」は、新潟県人口移動調査によります。「純移動率」は、新潟県人口移動調査により平成25(2013)年～30(2018)年、平成24(2012)年～29(2017)年、平成23(2011)年～28(2016)年の3回平均値です。
- ※3 ケース1：現状推移型に加え、合計特殊出生率*が徐々に回復すると仮定した予測値です。現在の1.50(令和元(2019)年時点)がおおむね30年後の令和32(2050)年に人口置換水準*である2.07まで回復すると仮定しました。
- ※4 ケース2：現状推移型とケース1に加え、転入超過率*が徐々に回復すると仮定した予測値です。平成23(2011)年～30(2018)年(平成23(2011)年→28(2016)年、平成24(2012)年→29(2017)年、平成25(2013)年→30(2018)年)の変化の平均値)において、20～24歳が25～29歳で△0.2018、25～29歳が30～34歳で△0.0652、30～34歳が35～39歳で△0.0211という実績値に対して、いずれも令和12(2030)年～17(2035)年で0(ゼロ)まで回復する(以降も0のまま)と仮定しました。

2 後期基本計画における目標年の人口予測

(1) 総人口

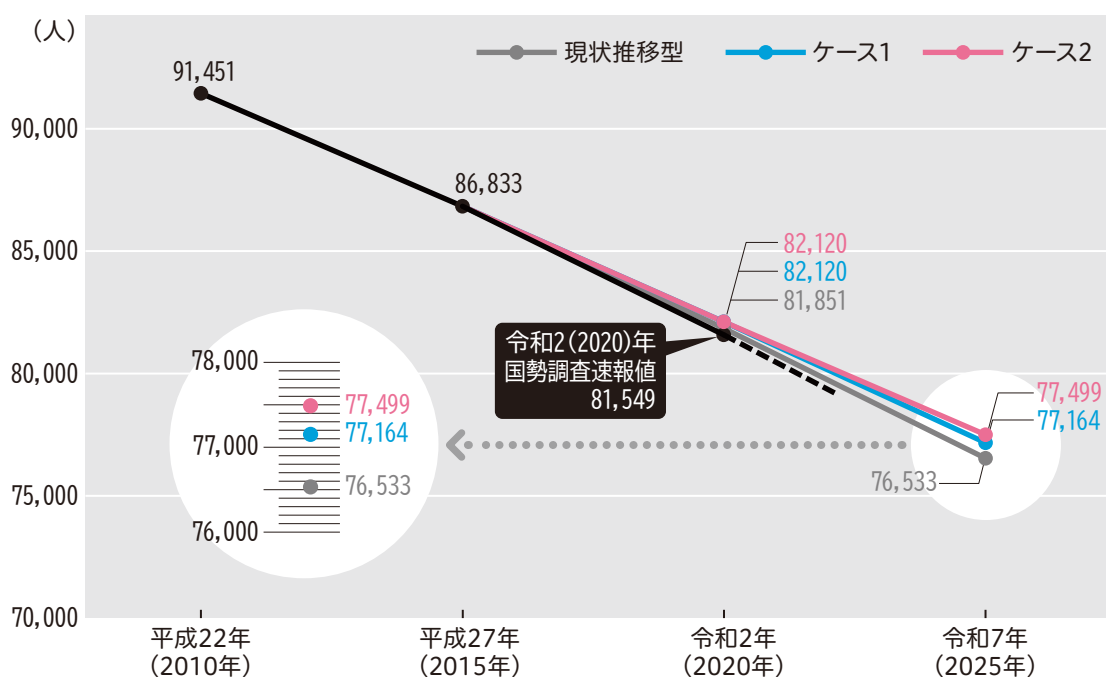
基本構想における人口展望の検証を踏まえ、後期基本計画においては、人口減少抑制への過度な期待はしないことを基本として、目標年度(目標年)の人口予測を示します。

推計方法は、先に示した「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略*」に基づき、以下の3パターンとします。

令和7(2025)年の予測人口

○現状推移型	: コーホート要因法*(純移動率3回平均)		76,533人
○ケース1	: 現状推移型に加え、合計特殊出生率*が回復した場合		77,164人
○ケース2	: 現状推移型に加え、合計特殊出生率*と転入超過率が回復した場合		77,499人

「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2(2020)年2月策定)に基づく人口予測



注) 令和2(2020)年以降が予測値

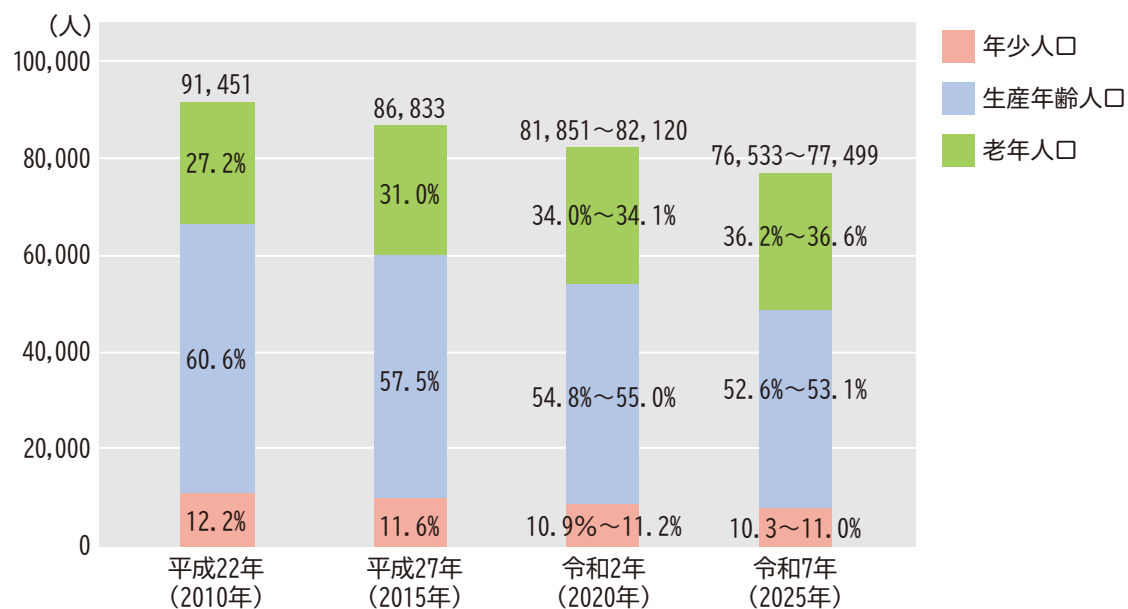
現状推移型、ケース1、ケース2の結果を踏まえると、目標年である令和7(2025)年は、76,500人～77,500人になると予測されます。

この76,500～77,500人という予測値は、令和2(2020)年国勢調査速報値である81,549人より約4,000人～5,000人の減少で、年間平均で約800人～1,000人の減少となります。

(2) 年齢階層別人口

目標年度(目標年)における年齢別の人口割合は、年少人口10.3%～11.0%、生産年齢人口52.6%～53.1%、老年人口36.2%～36.6%と予測されます。

将来人口の年齢別推計結果(現状推移型、ケース1、ケース2による)



実数(人)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
総人口	91,451	86,833	81,851 ～82,120	76,533 ～77,499
年少人口	11,108	10,050	8,923 ～9,192	7,872 ～8,536
生産年齢人口	55,439	49,896	45,006	40,621 ～40,923
老年人口	24,904	26,887	27,922	28,040
構成比(%)				
総人口	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口	12.2	11.6	10.9～11.2	10.3～11.0
生産年齢人口	60.6	57.5	54.8～55.0	52.6～53.1
老年人口	27.2	31.0	34.0～34.1	36.2～36.6

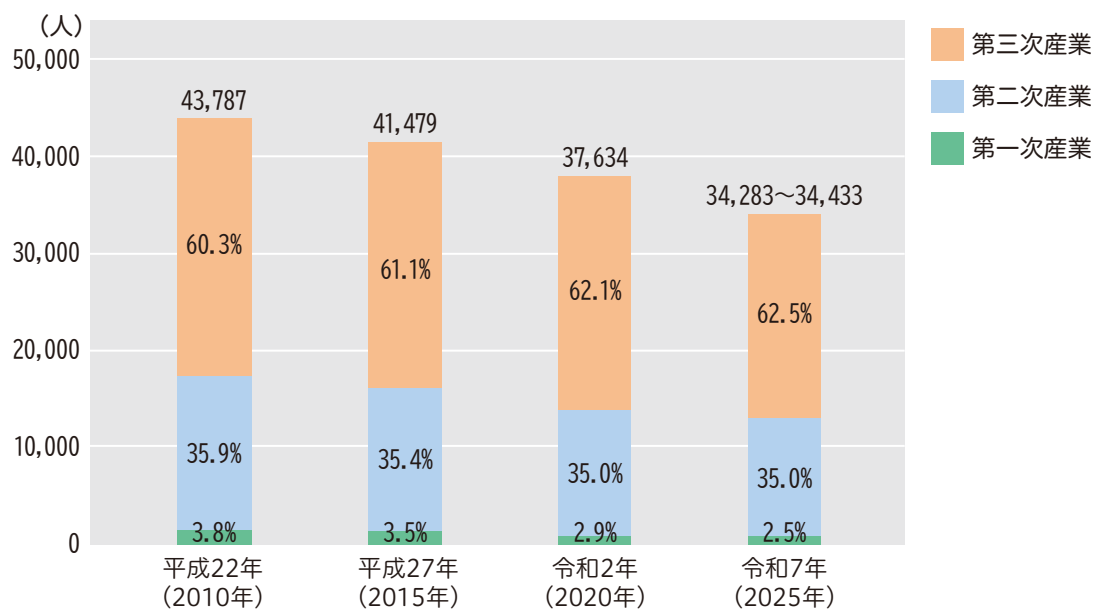
注) 令和2(2020)年以降が予測値

平成22(2010)年と平成27(2015)年の出典は国勢調査。なお、年少・生産年齢・老年の各人口は実数ではなく、年齢不詳を案分し、再配分した値です。

(3) 就業人口

目標年度(目標年)における就業人口は、34,300人～34,400人と予測され、産業別の人口割合は、第一次産業2.5%、第二次産業35.0%、第三次産業62.5%と予測されます。

将来就業人口の推計結果(現状推移型、ケース1、ケース2による)



実数(人)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
全就業人口	43,787	41,479	37,634	34,283 ～34,433
第一次産業	1,662	1,438	1,110	857～861
第二次産業	15,729	14,673	13,169	11,992 ～12,044
第三次産業	26,396	25,368	23,355	21,434 ～21,528
構成比 (%)				
全就業人口	100.0	100.0	100.0	100.0
第一次産業	3.8	3.5	2.9	2.5
第二次産業	35.9	35.4	35.0	35.0
第三次産業	60.3	61.1	62.1	62.5

注) 令和2(2020)年以降が予測値

平成22(2010)年と平成27(2015)年の出典は国勢調査

第2章 時代背景と課題

第1節 我が国を取り巻く時代背景と柏崎市が取り組むべき課題

1 国際社会の目標 ～SDGs*(Sustainable Development Goals)～

平成27(2015)年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12(2030)年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

我が国では、令和元(2019)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地方創生SDGsの実現など持続可能なまちづくり」を掲げています。

「誰一人取り残さない」というSDGs原則の下、その実現に向けて各都市の取組が加速化している中、本市においても、施策の展開が開発目標の達成に資することを示すため、主要施策ごとにゴールとの関連を示します。



国連開発計画(UNDP)が掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)

 1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 7 持続可能なエネルギーをみんなに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 8 働きがい、経済成長を	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 9 産業と雇用創出、イノベーションを	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

出典：国連グローバル・コンパクト(UNG)ネットワーク・ジャパン

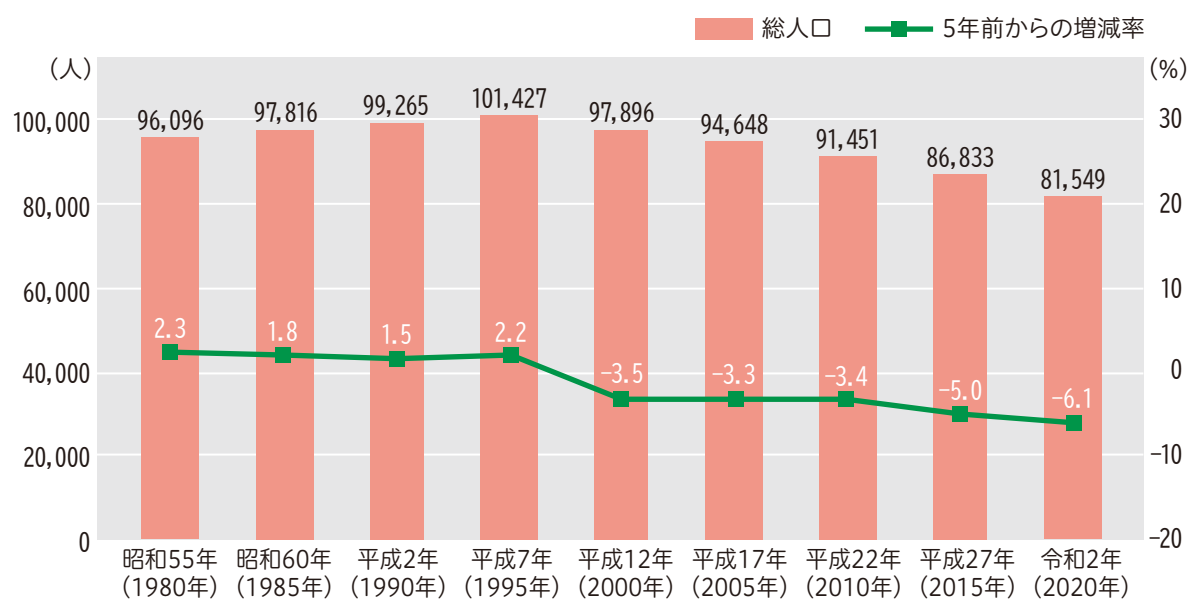
2 社会 ～続く人口減少～

我が国の人口は、国が公表した推計によると、令和3(2021)年1月で、前年同月に比べ、35.8万人(0.3%)の減少、65歳以上人口は同期間で28.7万人(0.8%)増加し、人口減少、高齢化が続いており、人口減少に伴う様々な社会的課題への対応が進んでいます。

このような中、本市の人口は、平成7(1995)年をピークに減少し続けており、平成27(2015)年から令和2(2020)年の直近5年間においては、マイナス6.1%という過去最大の減少率となっています。

人口減少の進行は、基本構想でも指摘しているとおり、地域コミュニティ等の弱体化、公共施設の維持困難化、空き家や所有者不明土地の発生、労働力不足など多種多様な問題を招くため、これらの対応が必要です。

柏崎市の人口の推移



注) 平成12(2000)年以前は現市域に組み替えた人口、令和2(2020)年は速報値

出典: 各年国勢調査

近年の柏崎市の人口の社会増減・自然増減の推移

	社会増減 (人)			自然増減 (人)		
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減
平成27(2015)年	1,869	2,245	△376	580	1,187	△607
平成28(2016)年	1,892	2,211	△319	536	1,170	△634
平成29(2017)年	1,847	2,242	△395	547	1,192	△645
平成30(2018)年	1,914	2,259	△345	522	1,153	△631
令和元(2019)年	1,918	2,512	△594	490	1,327	△837
令和2(2020)年	1,757	2,083	△326	413	1,229	△816

注) 各年1月から12月までの合計

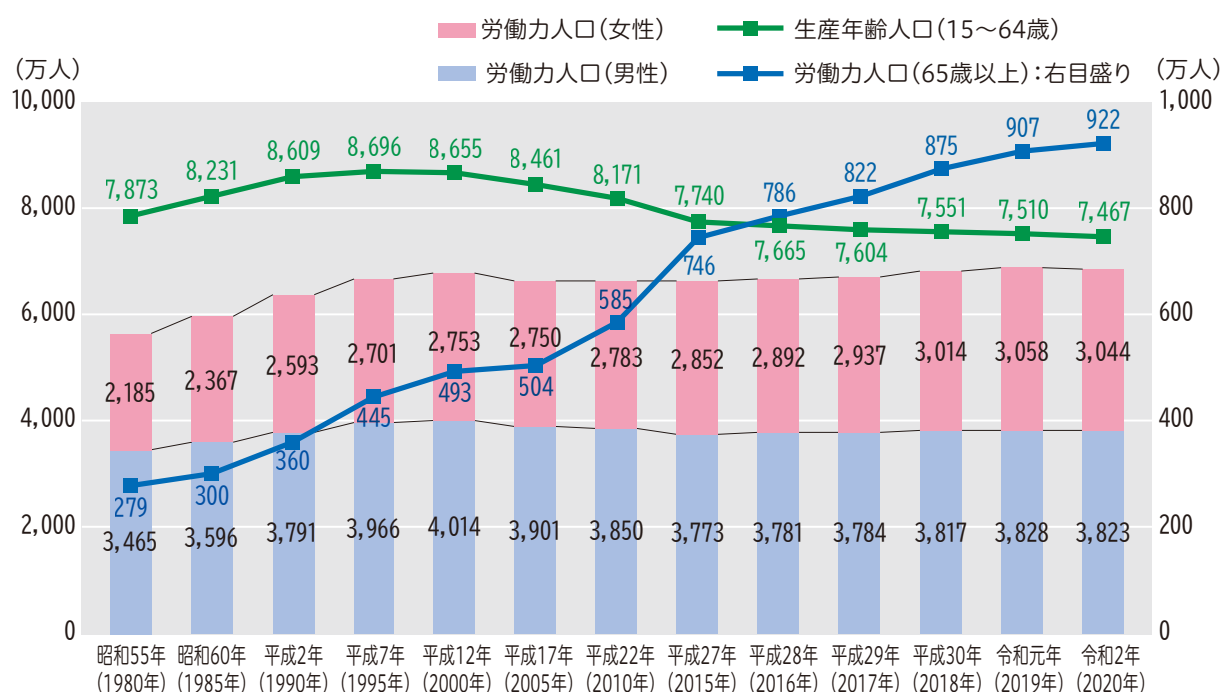
(1) 労働力不足への対応

生産年齢人口の減少から、いわゆる人手不足となる状況が多くの分野で発生している中、我が国の労働生産性は令和元（2019）年時点で、OECD加盟諸国37か国中21位と低い状況にあり、主要先進7か国で見ると最下位の状況が続いています。

今後の更なる人口減少を考えた時、労働生産性の向上と同時に、新たな担い手を増やしていくことが必要不可欠であり、我が国においては、既に定年の延長などによる高齢者の就業率の上昇、女性の社会参加の拡大などの傾向が見られます。

このような中、国は働き方改革を推進しており、長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現などを目指した取組が始まっています。また、子育てや生活を含め働きやすい環境が整備されていく状況にもあります。なお、普及の遅れていたテレワークは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ようやく普及し始めています。

我が国における労働力人口と生産年齢人口の推移



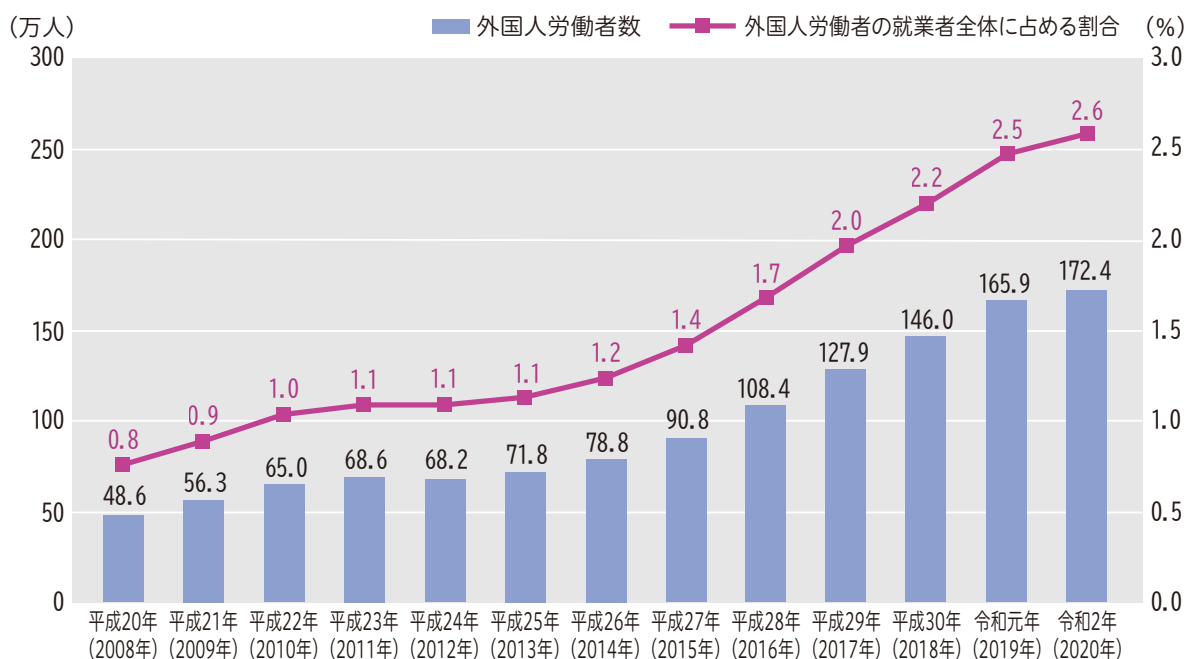
出典：総務省統計局-労働力調査-就業状態別15歳以上人口-全国、年齢階級(5歳階級)別15歳以上人口-全国

さらに、労働力不足を補うという観点から、欧米などのように外国人労働者の受入れを拡大していく方向にあります。外国人労働者は、我が国全体で就業者の2.6%を占めるに過ぎませんが、推移を見ると急速に増加しています。こうしたことから、平成30(2018)年に新たな在留資格が創設され、介護業、電気・電子情報関連産業、建設業、農業、外食業、宿泊業など14分野で受入れが可能となり、滞在期間も延長されました。

しかしながら、国内への受入れは、必ずしも十分な体制ではなく、言語の障壁もあって外国人労働力を簡単には確保できていないという現状があります。

本市においては、このような人口減少、労働力の不足に対応していくためには、労働と生活が調和し働きやすい環境を構築することで、より多様な人が働ける環境をつくりあげていくことが必要です。

我が国における外国人労働者数と就業者全体に占める割合の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ(各年10月末時点)

(2) 都市のコンパクト化の必要性

人口減少により、市街地の減少、人口密度の低下などが進み、更に都市基盤や公共施設の維持管理が大きな負担となっており、高齢化とともに、車利用を前提とした社会機能の維持への不安が出てきています。このため、国は都市のコンパクト化を推進しており、平成26(2014)年に、市街地のコンパクト化を誘導する立地適正化計画制度が創設され、本市においては、令和4(2022)年度からの「柏崎市立地適正化計画」を策定しました。

また、公共交通網の再編強化により、高齢社会でのモビリティ*確保を目指すべく、全国的に地域公共交通網形成計画の策定が進んでおり、本市においては平成28(2016)年3月に策定した「柏崎市地域公共交通網形成計画」を更新し、令和4(2022)年度からの「柏崎市地域公共交通計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に沿ったまちづくりを推進していく必要があります。

(3) 空き家や所有者不明土地の増加と対策

全国の空き家は年々増加し、倒壊の危険性、環境衛生及び治安の悪化につながる状況になってきたことから、平成26(2014)年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。これにより、問題のある空き家を特定空家*と認定し、強制的な撤去などが可能となりました。一方、空き家を移住定住、街なかの活性化や観光客誘致に活用するなどの取組も広がっています。

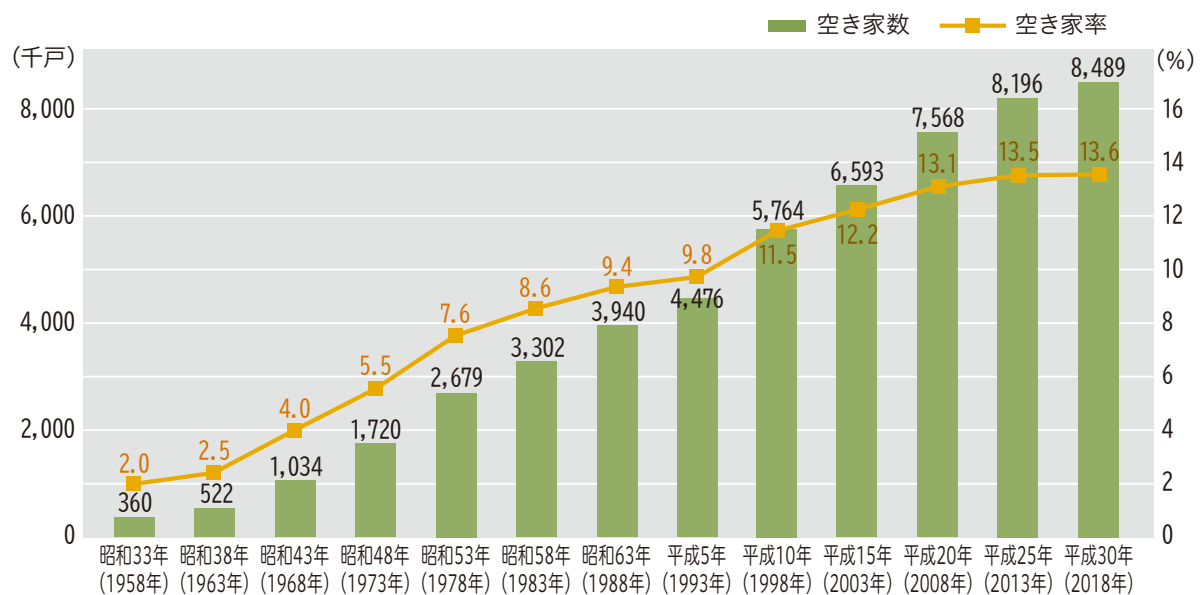
また、所有者不明の土地も増加しており、様々な開発の円滑な進行の妨げや、課税徴収ができないなどの問題も起きています。このため、平成30(2018)年6月に所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法が公布され、地域の福利に関する場合には、公的に利用できるようになりました。

さらに、令和3(2021)年4月に成立した2つの法律(※)により、令和6(2024)年には、土地相続登記が義務化されることになり、所有者不明土地の増加抑制が期待されています。

このように、空き家等に対する制度が整備されてきており、今後は創意工夫により空き家等を地域の資源として有効に活用する取組を誘導していくことが望まれます。

なお、土地の管理については、その基礎となる地籍調査*の実施率が他の先進国に比べ著しく低いこともあり、積極的に推進していく必要があります。

全国の空き家及び空き家率の推移



注) 1958・1963・1968年は沖縄県を含まない。

出典：総務省統計局 平成30年住宅・土地統計調査結果

平成28(2016)年度地籍調査における全国の土地所有者等に関する調査結果

	全体	都市部の人口 集中地区	宅地	農地	林地
登記簿上で所在確認	79.9%	85.5%	82.6%	83.1%	74.4%
登記簿のみでは所在不明	20.1%	14.5%	17.4%	16.9%	25.6%
最終的に所在不明	0.41%	0.38%	0.14%	0.34%	0.57%
筆界未定	1.6%	2.5%	1.5%	1.1%	1.8%

出典：国土交通省 平成30年版土地白書

※ 2つの法律：民法等の一部を改正する法律と相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

(4) 新型コロナウイルスによるパンデミック*発生

令和元(2019)年の末頃から感染が始まった新型コロナウイルスは、瞬く間に世界に広まり、令和2(2020)年3月11日にWHO*により、パンデミックとして認定されました。国際的な人の移動は厳しく制限され、世界の観光需要はほぼ消滅し、ビジネス往来も困難になることで経済活動が大きく制約されたため、令和2(2020)年の世界経済の成長率はマイナス3.0%へと大きく落ち込みました。このため、先進国などは巨額の財政出動による下支え、収入を失った人への支援などを行っています。

こうした中、我が国を含む先進国は、コロナ後の経済復興において、脱炭素社会*の構築とデジタル化*の加速を重視する傾向が鮮明になっています。

国内では、リモートワーク*の普及などもあり、東京都心から郊外や地方へ仕事を持ったまま移住する動きが増加しています。また、これまでインバウンド*で活況を見せた都市や地域では、外国人観光客が激減したことで大きな打撃を受けています。IATA(国際航空輸送協会)(※)の予測によると、世界の観光需要は令和5(2023)年頃には以前の水準に回復するとしています。

本市においても、様々な面で生活環境の変化や飲食業を中心に産業活動への影響は大きく、今後は、その影響を見極めつつ、脱東京化の動きなどに対応した受け皿づくりなど、新たな変化を捉え、地域の暮らしやすさや活力を高めていく取組を展開していく必要があります。また、感染症流行による中小企業のデジタル化に対する意識の変化を踏まえた取組を推進することも必要です。

※ IATA(国際航空輸送協会):世界の航空会社で構成される業界団体

3 経済 ～大きく変動する経済環境～

(1) グローバル化*と不安定な経済情勢

平成30(2018)年から令和2(2020)年にかけて、我が国は、TPP*を始め国際的な経済連携(※1)を進めることができました。

しかしながら、アメリカは当初TPPに参加せず、グローバル経済と距離を置く姿勢が著しい状況が続きました。その後、国際協調路線へ復帰しましたが、アメリカと中国の厳しい対立が続き、西側諸国と中国・ロシアとの対立が経済活動にも大きく影を落とす状況となっています。さらに、グローバル化によって、国内での経済格差は拡大し、それに伴いグローバリズム*への国民の反発も強まるという傾向が見られるようになっていきます。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、世界的に反グローバリズムが加速しており、国内にもっと目を向けざるを得ない状況が続いています。

(2) デジタル化*の進展

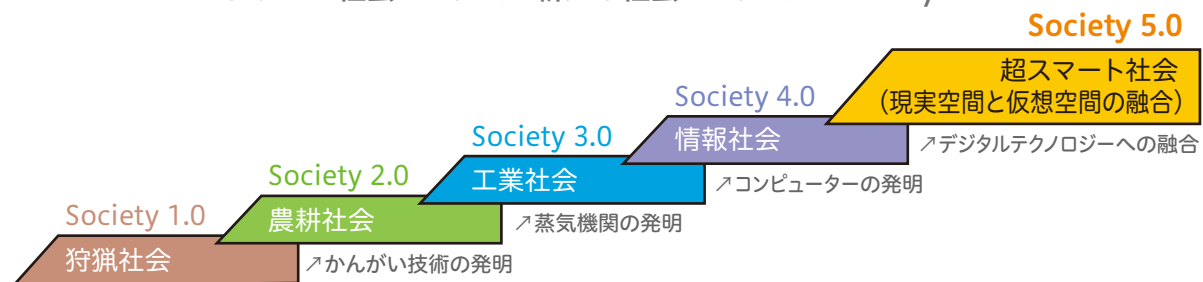
政府が提唱する超スマート社会を実現する社会システムであるSociety5.0*では、IoT*やAI*、ビッグデータ*を社会のあらゆる場面において活用し、経済発展と社会課題の解決を両立していくことを目指しています。また、ドローン*、自動車の自動運転やMaaS*なども開発され、社会が大きく変化していくことが想定されています。

また、新型コロナウイルス感染症対応に当たって、地域や組織間で横断的なデータ活用ができないことが明らかとなり、デジタル化の遅れへの対応とともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)*が求められています。

こうしたことから、令和2(2020)年12月に「デジタル社会*の実現に向けた改革の基本方針(※2)」が閣議決定され、その基本方針におけるビジョン実現のためには、自治体のDX推進の意義は大きいとされました。このため、本市は、令和3(2021)年3月に「柏崎市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

今後、この計画を展開する上で、産業のDXにおいては、製造業を中心とした企業がDXの考えに基づき、ビジョンとリーダーシップを持って活動を行い、イノベーション*を通じて、よりよい製品やサービスを開発することで需要を創出し、更には社会構造の変革にチャレンジすることが求められています。

これまでの社会システムと新たな社会システム ～Society 5.0～



※1 TPP(環太平洋パートナーシップ協定)、日EU・EPA(経済連携協定)、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)が発効又は発足しました。

※2 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針：この中に、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されており、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」とあります。

4 環境 ～広がる地球温暖化による影響～

(1) カーボンニュートラル*への挑戦

平成27(2015)年12月に、COP21(第21回国連気候変動枠組条約締約国会議)において「パリ協定*」が採択され、平成28(2016)年に発効しました。世界平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えるべく、先進国のみならず発展途上国を含め、各国が努力することが義務化されています。

また、令和元(2019)年に開催された国連気候行動サミットでは、多くの国が令和32(2050)年までに温室効果ガス*の排出量をゼロにすることを宣言しました。これにより、我が国は、それまで80%削減を目指すこととしていましたが、令和2(2020)年に実質ゼロ(100%削減)を表明し、これに基づいたエネルギー構成をどうするかを検討がなされています(※)。

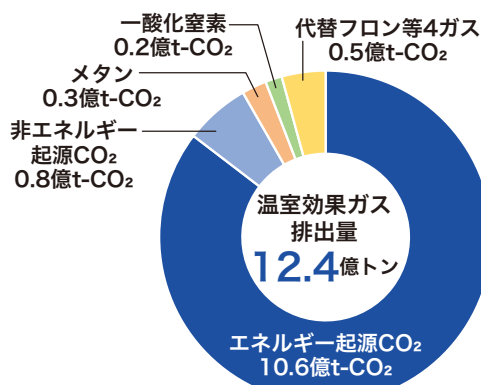
特に、脱炭素社会*に向けた機運が高まる中、再生可能エネルギー*への転換を進めることが重要であり、多くの先進国では化石燃料による発電を取りやめること、あるいはガソリン車やディーゼル車の新車販売を禁止する政策の発表が相次いでいます。我が国においては、令和17(2035)年までに新車販売で電動車100%を実現するという目標を掲げています。

この脱炭素化は、単にエネルギーに関する変化だけでなく、産業全体に多大な影響が波及すると想定されます。

このようなことから、本市においても再生可能エネルギーの積極的な導入や電気自動車の普及など脱炭素化への対応が必要です。

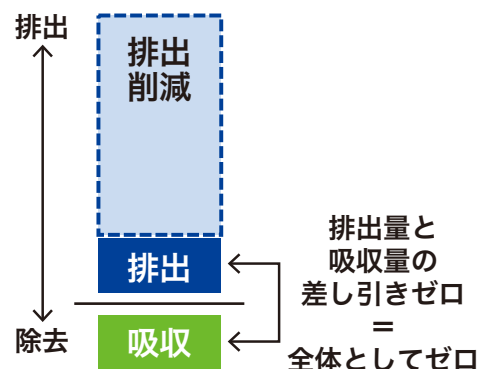
日本の温室効果ガス排出量(2018年度)

温室効果ガス排出実質ゼロのイメージ



※CO₂以外の温室効果ガスはCO₂換算した数値

エネルギー
起源CO₂
85%



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」

※ 令和3(2021)年10月に閣議決定された政府の新たな地球温暖化対策計画では、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%減らす目標の分野別の内訳を示しました。これによると必要な削減量の3~4割は電気を再生可能エネルギー由来などに変える効果を想定しており、残りはエネルギー消費自体を抑えて捻出することとしています。部門別では家庭部門で大幅な圧縮を見込んでおり(66%)、計画では「国民一人一人の理解と行動変容」を強調しています。

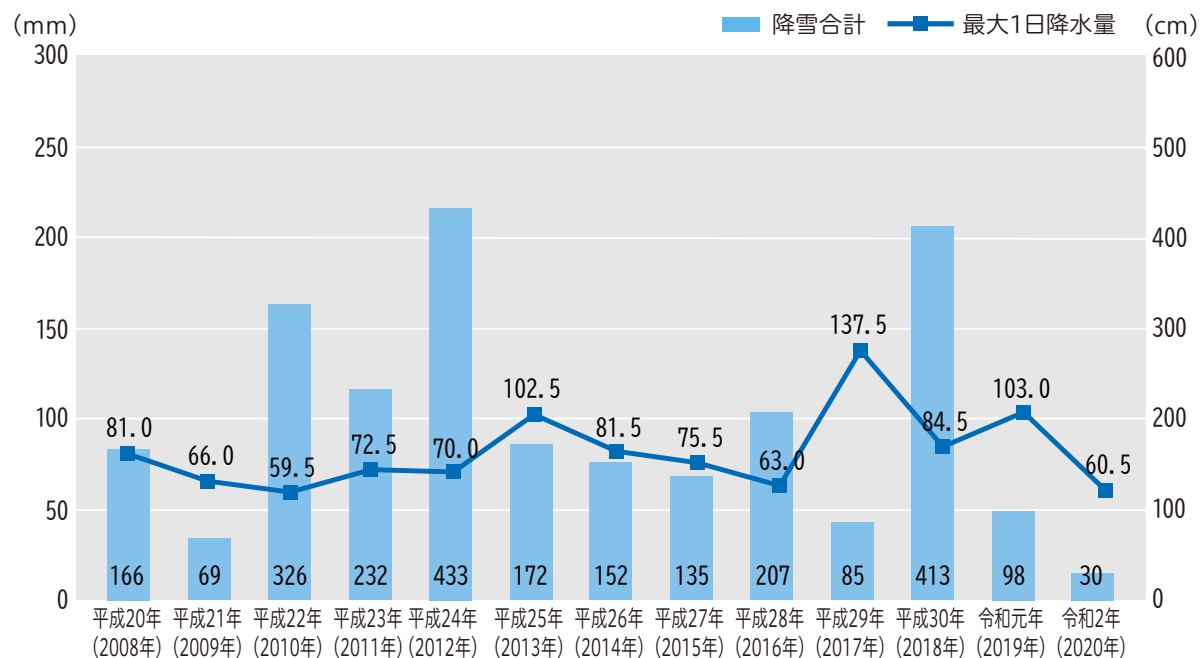
(2) 異常気象の頻発化

近年、猛烈な降雨による水害や土砂災害、強力な台風やハリケーンの発生、高温と乾燥による大規模な山林火災の頻発などが世界各地で見られ、気候変動から気候危機と叫ばれるような状況にあります。その主要な原因として地球温暖化が挙げられています。

我が国では、集中豪雨に伴う洪水や土砂災害、竜巻被害が多く発生しており、このまま温暖化が進むと、21世紀末には20世紀末の2～3倍の豪雨が発生すると想定されています。今後の河川整備はそれらに対応するため、対策を強化していくことが求められています。

本市においても、集中豪雨や豪雪、あるいは少雪の二極化傾向が高まりつつあることから、災害時の避難をより円滑かつ安全に行う体制の強化、水害や土砂災害への安全性強化などの対策を講じる必要があります。

柏崎市における降雪と降水量の推移



注) 降水量の観測地は、柏崎地域気象観測所、降雪の観測地は、新潟県立柏崎総合高等学校

出典：柏崎市統計年鑑



令和3(2021)年豪雪 道路状況(高柳町岡田地区)



令和3(2021)年豪雪 自衛隊派遣(高齢者用冬期共同住宅ひだまり)

第2節 地区別の将来人口予測と各地域の課題

1 地区別の将来人口予測

基本構想における土地利用構想では、本市を都市地域*と中山間地域に分け、地区ごとに将来の都市像の実現に向けた適正な土地の利用と活用の方向性を示しています。

中山間地域の各地区の人口密度は、1平方キロメートル当たり100人を下回り、人口減少が続いていることから、集落や土地利用、コミュニティの維持などが難しくなっています。

こうしたことから、各地区の将来の人口を踏まえた課題認識を持つことが重要と考え、第1章第3節の人口予測(※1)で使用した推計方法のうち、現状推移型に基づき、地区別の将来人口を予測(※2)しました。

人口減少抑制のための施策を推進する一方で、人口が減少するという現実を市民と共に真摯に受け止め、縮減する都市にあって、個々の市民の生活環境の快適性をできるだけ維持しつつも、それに見合う、あるいはそれ以上の産業・経済の進展を図るとともに、将来的には、居住地や公共公益施設の集約化を図っていくこととします。

第五次総合計画基本構想における地区区分

	地区名称	対象地区
都市地域	旧柏崎地区	中央、比角、半田、枇杷島、剣野、大洲、鯨波
	郊外地区	荒浜、北鯖石、田尻、高田、西中通
中山間地域	西部地区	米山、上米山
	中通地区	中通
	北条地区	北条
	北部地区	高浜、西山町
	上条・黒姫地区	上条、黒姫
	鯖石・高柳地区	中鯖石、南鯖石、高柳町



地区別の将来人口の予測(現状推移型の場合)

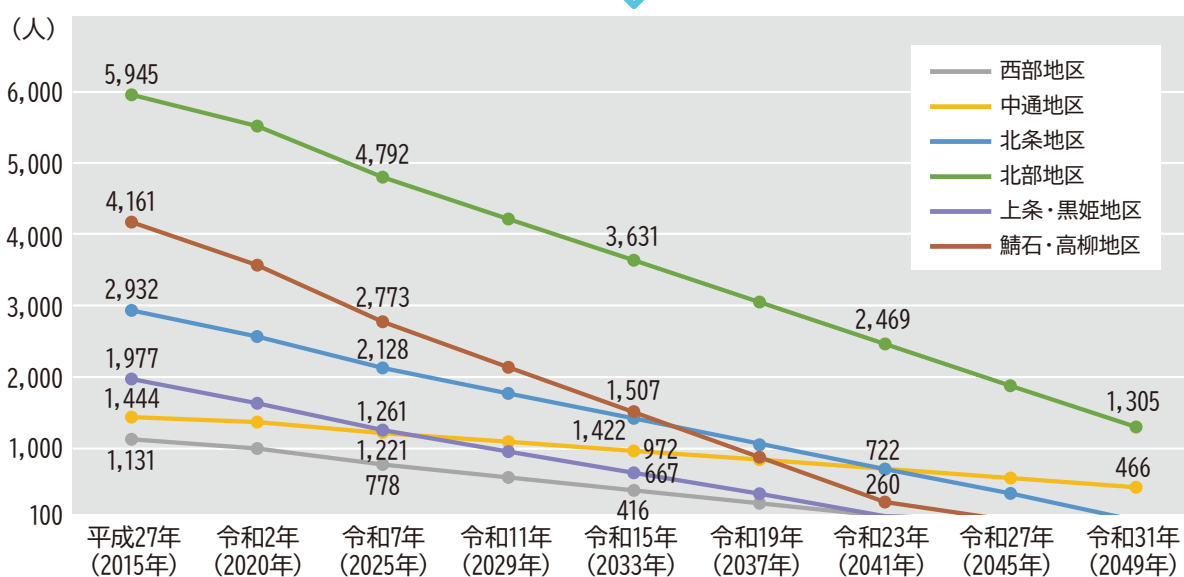
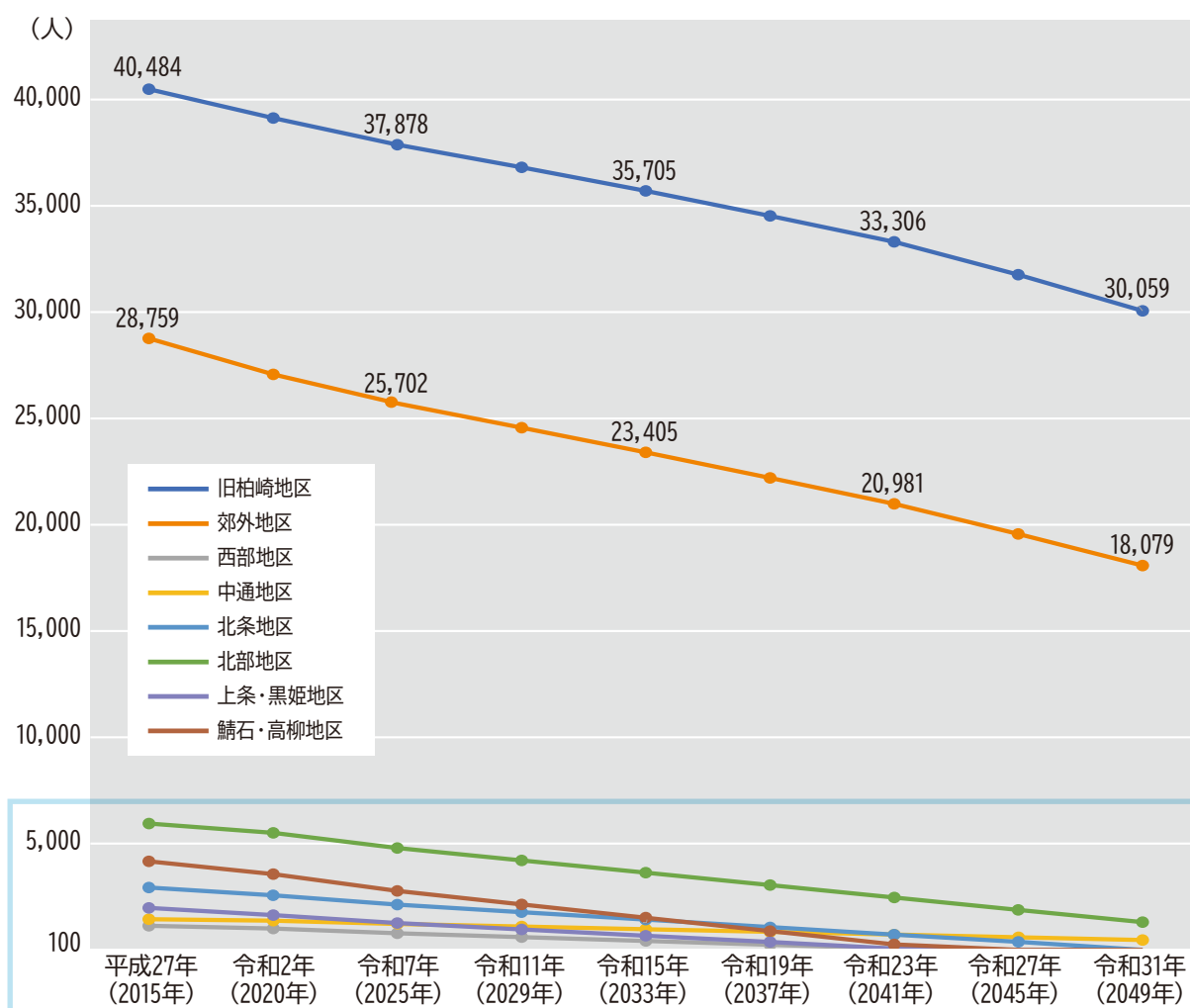
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和11年 (2029年)	令和15年 (2033年)	令和19年 (2037年)	令和23年 (2041年)	令和27年 (2045年)	令和31年 (2049年)
旧柏崎地区	40,484	39,129	37,878	36,809	35,705	34,525	33,306	31,760	30,059
郊外地区	28,759	27,070	25,702	24,564	23,405	22,203	20,981	19,568	18,079
西部地区	1,131	1,004	778	597	416	237	-	-	-
中通地区	1,444	1,374	1,221	1,097	972	847	722	593	466
北条地区	2,932	2,567	2,128	1,774	1,422	1,070	722	376	-
北部地区	5,945	5,510	4,792	4,212	3,631	3,048	2,469	1,880	1,305
上条・黒姫地区	1,977	1,633	1,261	963	667	372	-	-	-
鯖石・高柳地区	4,161	3,564	2,773	2,139	1,507	879	260	-	-
全市	86,833	81,851	76,533	72,155	67,725	63,181	/	/	/

注) 令和2(2020)年以降が予測値、令和7(2025)年以降は、後期基本計画の計画期間と同じ4年刻み
予測値が100未満になる場合は「-」

※1 第1章第3節の人口予測：後期基本計画における目標年の人口予測が5ページにあります。

※2 地区別の将来人口を予測：地区別の平成26(2014)年～令和元(2019)年の実績値(住民基本台帳)を基に、この6年間の傾向が将来も続くことと仮定し、それぞれ将来値を算定し、これを「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略*」に基づく人口予測値のうち現状推移型における全市の将来の各年値に一致させ予測値としました。

地区別の将来人口の予測(現状推移型の場合)



注) 令和2(2020)年以降が予測値

グラフは100を最小値として、予測値が100未満になる場合は非表示

平成27(2015)年人口は、地区別の住民基本台帳人口を国勢調査人口の総数で割り戻したもの

グラフで示す年次は、令和7(2025)年以降は、後期基本計画の計画期間と同じ4年刻み

2 都市地域*と中山間地域の課題

(1) 都市地域の課題

旧柏崎地区と郊外地区からなる都市地域は、中山間地域より人口減少率が低いとはいえ、一貫して減少する予測となっています。

また、都市地域の人口集中地区の人口密度は昭和45(1970)年以降低下しており、密度が低い市街地が大きく広がっています。

こうしたことから、この都市地域を対象に、「柏崎市立地適正化計画」に基づき、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導することなどにより、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 中山間地域の課題

中山間地域は、生活サービス機能が消滅しないよう都市機能の維持が重要です。また、誰もが暮らし続けられるまちとするため、一定程度の人口密度を維持することで、診療所や商店などがまとまって立地し、利便性の高い拠点を維持していくことが必要です。

こうした土地利用上の課題に対しては、土地利用構想に方向性を示していますが、当面は生活環境の維持のため、各分野で施策を横断的に進めることが重要です。一方で、将来の一層の人口減少を見込んだ土地利用対策が必要であるため、国や県、また、同様の傾向を示す自治体の動向を注視しながら研究を行っていくことが必要です。

第3章 財政計画

1 今後の財政見通し

(1) 歳入

市民税のうち個人分は、生産年齢人口の減少の影響を受け緩やかに減少し、法人分は、令和5(2023)年度に新型コロナウイルス感染症流行前の水準に回復すると想定し、その後は、横ばいを見込んでいます。

固定資産税は、柏崎フロンティアパークへの企業立地や再生可能エネルギー*関連の投資が見込まれるものの、土地の下落傾向の継続、令和6(2024)年の評価替え等の影響により、全体としては減少傾向になります。

地方交付税は、令和2(2020)年度で合併算定替*が終了し、今後は基準財政収入額の減少傾向を踏まえ、緩やかな増加が見込まれます。

電源立地地域対策等交付金は、現行基準を前提としたみなし交付や長期加算の影響等を考慮して見込んでいます。

(2) 歳出

義務的経費のうち人件費は、地方公務員法の改正による定年延長により、しばらくの間、定年退職が2年に一度になることから、隔年での増減を見込み、扶助費は、障害者福祉費が増加傾向にある一方で少子化が進行することから横ばいを見込んでいます。公債費は、ほぼ横ばいの見通しですが、令和7(2025)年度は、新庁舎整備事業と東中学校改築事業の市債償還による増加を見込んでいます。

投資的経費は、令和4(2022)年度は東中学校改築事業、令和6(2024)年度は中心市街地活性化事業、荒浜小学校改築事業などが予定されていることから、予算規模が膨らむ見通しです。

(3) 今後の課題

後期基本計画における財政見通しは、人口減少に伴う市税の漸減傾向、節減が困難な義務的経費や公共施設の老朽化に伴う経費の増嵩などの影響を受けて、一般財源に不足が生じている状況にあり、この歳入不足を補うため、財政調整基金*からの繰入れにより対応せざるを得ず、財源の確保や有効活用が求められます。

公共施設の老朽化に伴い、今後、多額の費用が必要となることから、計画的な対応が重要であるとともに、事務事業の成果を検証し、必要性が低い事業、目的が達成された事業の見直しを絶えず行う必要があります。

本市の財政状況は、これまで改善傾向が見られましたが、将来的には、上記のように厳しい状況が想定されることから、次の運用方針により、堅実で持続可能な財政運営を行います。

財政見通し

区 分		令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
歳入	市税	14,870,158	14,855,407	14,628,310	14,607,628
	地方交付税	6,163,118	6,263,186	6,329,613	6,269,620
	電源立地地域対策等 交付金	1,827,419	1,927,419	2,027,419	2,130,040
	国・県支出金	9,312,447	9,041,083	9,377,695	8,491,632
	繰入金	1,837,573	1,321,332	1,532,760	1,539,443
	市債	5,122,730	4,800,160	5,542,450	3,732,250
	その他	7,808,964	7,618,468	7,541,945	7,371,188
	歳入合計	46,942,409	45,827,055	46,980,192	44,141,801
歳出	義務的経費	17,857,682	17,635,576	17,916,696	17,734,019
	(うち人件費)	6,337,087	6,057,130	6,372,101	6,002,625
	(うち扶助費)	6,529,622	6,526,220	6,519,032	6,517,799
	(うち公債費)	4,990,973	5,052,226	5,025,563	5,213,595
	投資的経費	7,041,291	5,378,278	7,180,281	4,750,668
	その他	22,043,436	22,813,201	21,883,215	21,657,114
	歳出合計	46,942,409	45,827,055	46,980,192	44,141,801

(千円)

注1) 歳入「その他」は、地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入を含む。

注2) 歳出「その他」は、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を含む。

財政指標等の推移

区 分	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
自主財源比率(%)	46.48	46.02	44.70	47.16
経常収支比率(%) (※1)	94.7	95.3	95.7	96.1
人件費比率(%)	13.50	13.22	13.56	13.60
実質公債費比率(%) (※2)	10.2	10.7	11.0	11.1
将来負担比率(%) (※3)	19.4	17.6	23.0	21.2
年度末基金残高(百万円)	5,390	5,214	4,797	4,359
年度末起債残高(百万円)	47,634	47,573	48,268	46,953

注3) 実質公債費比率は、前3年度の平均

注4) 年度末基金残高は、財政調整基金、減債基金の合計

注5) 年度末起債残高は、一般会計における起債残高

※1 経常収支比率：地方公共団体の人件費や公債費等の経常経費のために、市税や普通交付税等の使途が特定されない経常一般財源がどれだけ充当されるかを示す指標。この比率が高いほど財政が硬直的だとされています。

※2 実質公債費比率：実質的な公債費（地方債の元利償還金等）が財政に及ぼす負担を示す指標であり、一般財源等を充当した市債などの元利償還金を標準財政規模で除した割合。この比率が18%以上となると、市債の発行に国の許可が必要です。

※3 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。この比率が350%以上となると、財政健全化計画を策定する必要があります。

2 運用方針

(1) 堅実かつ積極的な財源の確保と活用

これまで国・県支出金やふるさと納税*などの新規財源の確保に努めてきましたが、健全な財政運営を行うためには、まず自主財源の安定確保が重要です。市税は、引き続き徴収率の向上を目指すとともに、提供する市民サービスと税負担の在り方について研究し、適正な税収の確保に努めます。また、未活用や活用意義が低下した市有財産の処分を進めるとともに、企業誘致の促進や産業活動の活性化により、歳入の確保に努めます。

国・県支出金を積極的に確保・活用するための情報収集や働きかけを強化するとともに、市債は、投資的経費の財源として活用する一方で、過度な将来負担とならないよう、適正な水準で起債します。

年度間の需要変動により、財源不足が生じた場合は、状況に応じて財政調整基金*や減債基金*の取崩しにより、一時的な財源不足に対応しますが、災害などの突発的な需要にも対応できるよう、一定額以上の基金額の確保を図ります。

(2) 計画的・効果的な予算の執行

補助金は、終期に合わせて目的や成果を検証して内容を見直すとともに、必要に応じて廃止を検討し、新たな市民ニーズや社会環境の変化に対応する事業に切り替えるなど、柔軟に対応します。

公共施設の老朽化に伴う対応については、「柏崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な長寿命化や施設の統廃合により、経費の抑制・削減に努めるとともに、将来的な適正管理の財源不足に対応するため、公共施設適正管理基金を創設し、計画的な積立てを検討します。

また、ストック情報*、コスト情報などを把握できる地方公会計制度の活用や財務情報などをデータベース化したデジタル予算書の公開により、効率的な財政運営や財政の透明性、市民との情報共有を図ります。さらに、事業効果を検証する行政評価*を実施することにより、市民ニーズに合わせた効果的な行政サービスの提供に努めます。

(3) 柏崎の未来を切り拓く投資と財政運営

新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル化*、脱炭素化などの世界的な時代変化や多様化する社会環境に対応するとともに、頻発・激甚化する災害、人口減少及び少子高齢化にも対応するまちづくりでなくては、豊かさや安全・安心を享受することはできません。

このような行財政需要に対応するためには、健全で柔軟な財政運営が必要であり、上記(1)、(2)のとおり、堅実な財源の確保と効果的な事務事業を展開し、財政規模が縮小する中においても、必要な事業の財源を確保するとともに、可能な限り将来負担の抑制に努めます。

また、後述する重点戦略として位置付ける政策事業を積極的に推進し、柏崎の未来を切り拓く投資を行うことによって、持続可能で、これからの世代が豊かさや安全・安心を享受できるよう、その土台となる行財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を目指します。

第4章 施策の体系

防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

- 1 原子力発電所の安全性向上を追求する
- 2 自然災害に備えた対策を進める
- 3 防災や危機管理機能を高める

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

- 1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する
- 2 生活に身近な安全を確保する
- 3 良好な生活を支える環境を守る

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

- 1 社会基盤を機能的に整備する
- 2 安全な道路網を確保する

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

- 1 地球温暖化対策を進める
- 2 資源循環型社会を実現する
- 3 美しい自然を守る

産業・雇用～『豊かさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『豊かな』暮らしを支える多様な働く場をつくる

- 1 雇用環境や就労機会を充実させる
- 2 起業・創業を支援する
- 3 企業誘致を進める

第2節 『豊かな』産業を活かし稼ぐ力をはぐくむ

- 1 商業の魅力を高める
- 2 農林水産業の持続性を高める
- 3 産業の創造性と技術力を高める
- 4 地域資源の活用により観光産業を強化する

健康・福祉～『健やかさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『健やかな』心と体をはぐくむ

- 1 心と体の健康づくりを進める
- 2 安心できる医療体制を堅持する

第2節 子どもを産み育てやすい『健やかな』環境をつくる

- 1 結婚や出産を望む人の希望をかなえる
- 2 安心して子育てができる環境を充実させる

第3節 誰もが安心できる『健やかな』暮らしをつくる

- 1 支え合いの地域づくりを進める
- 2 高齢者が安心して暮らせる環境を充実させる
- 3 障がいがあっても、自分らしく暮らせる環境を充実させる

教育・スポーツ～『たくましさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 子どもや若者の『たくましさ』をはぐくむ

- 1 知徳体のバランスの取れた教育を進める
- 2 地域の人・もの・資源を活かして若者を育てる
- 3 教育環境を充実させる

第2節 学びを通じて地域の『たくましさ』をはぐくむ

- 1 学びの機会を充実させる
- 2 家庭・地域の教育力を高め、共助社会を形成する

第3節 スポーツを通じた『たくましさ』をはぐくむ

- 1 スポーツによる地域づくりや生きがいがいづくりを進める
- 2 全国や世界に通用する競技者を育てる

魅力・文化～『柏崎らしさ』をつなぐまちをめざして～

第1節 『柏崎らしい』個性をはぐくむ

- 1 柏崎の魅力を高め、良さを伝える
- 2 多文化共生を進める

第2節 大学を活かし『柏崎らしさ』をはぐくむ

- 1 地(知)の拠点を活かした取組を進める

第3節 歴史や文化の息づく『柏崎らしさ』をつくる

- 1 歴史・文化を保全・活用し、継承する
- 2 市民の主体的な文化活動を支援する

自治経営～多様な主体と共創し共育するまちをめざして～

第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ

- 1 平和に関する意識啓発を進める
- 2 人権を尊重した社会づくりを進める

第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ

- 1 市民力が発揮できる環境を充実させる
- 2 地域力が発揮できる環境を充実させる

第3節 持続可能な行政力をはぐくむ

- 1 自治機能を強化する
- 2 健全な財政を堅持する
- 3 公共施設を総合的かつ計画的に管理・運営する

第2編

重点戦略

第1章 重点戦略

第1節 基本構想における将来都市像

人口減少の加速化、産業の縮小、自然災害の頻発・激甚化、行財政の逼迫など、本市を取り巻く様々な環境が厳しくなる中にあっても、市民一人一人が柏崎への誇りと愛着を育み、本市に関わる全ての人々と共に支え合い、これからも、学び、働き、暮らすことのできる、力強く心地よいまちとなることを目指します。

将来都市像

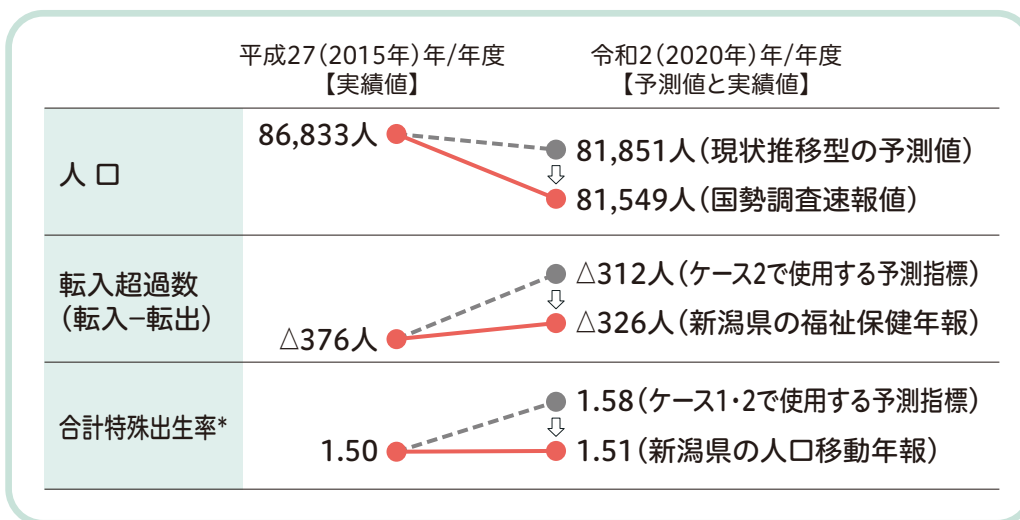
力 強 く 心 地 よ い ま ち

分野別にそれぞれの目標指標を設定し施策を展開するとともに、特に力を入れる点を「重点戦略」として掲げ、予算の重点配分を行うなど、より一層の取組強化を図り加速する人口減少を緩やかにする取組を推進します。

令和元(2019)年度の推計では…

令和7(2025)年値は、76,500人～77,500人と予測

予測値と令和2(2020)年度の実績値を比較すると…



いずれにおいても予測値を下回る結果に…

令和7(2025)年度末の人口 76,000人以上を目標

第2節 重点戦略の設定

重点戦略の設定に当たっては、基本構想の最重要課題である「人口減少・少子高齢化の同時進行」に対応し、かつ、基本構想の3つの戦略的な視点を踏まえ、前期基本計画における4つの重点戦略の課題を整理した上で、まちづくり市民アンケートによる重視すべき施策、時代背景の大きな変化を踏まえます。

後期基本計画では、「子どもを取り巻く環境の充実」と「大変革期を乗り越える産業イノベーション*の推進」を重点戦略とします。

人口減少・少子高齢化の同時進行への対応

1 基本構想における3つの戦略的な視点

- 子どもたちがまちへの誇りと愛着を持つ
- 若い世代や女性から選ばれる
- 高齢者がいきいきと暮らす

2 前期基本計画における4つの重点戦略の課題

- 健康・元気・いきいき戦略：望ましい生活習慣の定着と子育て支援
- 産業イノベーション戦略：人材逡減と自動車産業の大変革
- 地域の宝・育成戦略：若者や女性の転出改善
- 魅力あるまち形成戦略：着地型*の誘客と若者の地元回帰

3 まちづくり市民アンケートによる重視すべき施策（赤字部分が特に重視すべき施策）

- 雇用対策、子育て支援、移住政策
- 公共交通機関の利便性
- 中心市街地活性化と観光産業の振興
- 医療と福祉の充実
- 病気予防（健康づくり）

4 時代背景の変化（赤字部分が大きな変化に該当）

- 社会：人口減少・少子高齢化の加速による様々な問題発生
新型コロナウイルスによるパンデミック*発生
- 経済：経済のグローバル化*と不安定な経済情勢、デジタル化*の進展
- 環境：低炭素社会*から脱炭素社会*への移行、異常気象の頻発化

重点戦略1 子どもを取り巻く環境の充実

重点戦略2 大変革期を乗り越える産業イノベーションの推進

第3節 重点戦略

重点戦略1 子どもを取り巻く環境の充実

【戦略のねらい】

柏崎で育つ全ての子どもたちを地域の宝として、妊娠・出産から高校卒業まで、子育てや子どもの育成について、多様な角度から支援し、見守り、子どもを真ん中に置いたまちづくりを進め、将来の柏崎を担う、ふるさと柏崎を愛する子どもたちを育みます。

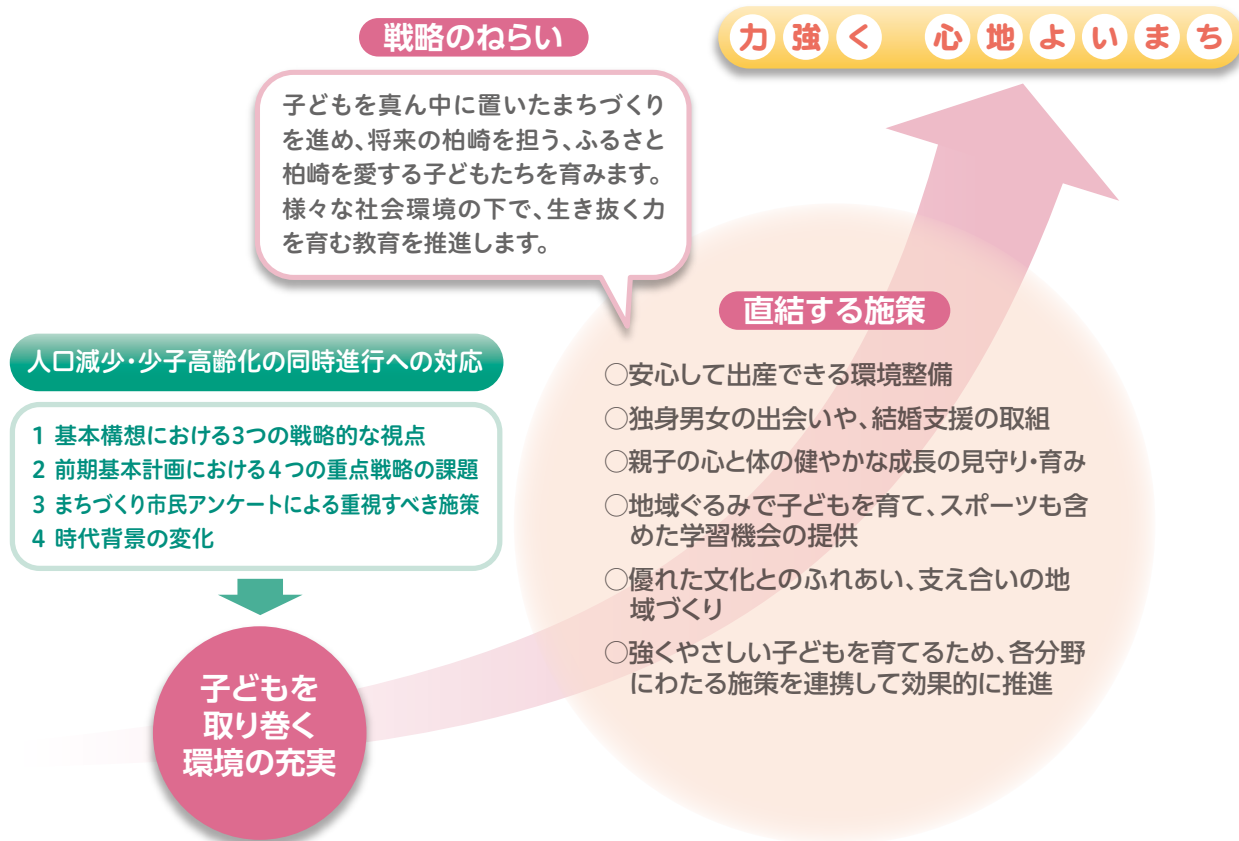
また、学校・家庭・地域が連携した教育体制の構築を図り、様々な社会環境の下で、生き抜く力を育む教育を推進します。

【直結する施策】

安心して出産できる環境整備を進めるとともに、独身男女の出会いや結婚支援に取り組みます。また、経済的支援を行い、親子の心と体の健やかな成長を見守り育みます。

幼稚園、保育園と学校、地域や企業などが連携し、地域ぐるみで子どもを育て、スポーツも含めた学習機会の提供、優れた文化とのふれあい、支え合いの地域づくりなどを推進し、ふるさと柏崎をこよなく愛する心を育み、将来の柏崎を担う人材を育成します。

教育はまちづくりの原点であり、強くやさしい子どもを育てるため、各分野にわたる施策を、関係所管が連携して効果的に進めます。



【参考】施策の展開に関連する主な計画・大綱

■第二期子ども・子育て支援事業計画(抜粋)

基本理念

子どもはみんなの宝物－安心して子どもを生み育てられるまち・柏崎

目標

- ① 質の高い幼児期の教育・保育の安心な提供
- ② 妊娠期から乳幼児期の切れ目ない子ども・子育て支援
- ③ 地域社会全体で子育てを支援

■柏崎市教育大綱(抜粋)

基本理念

賢く、元気に、
一層豊かに

現実を見つめ、
理想を求める

自分を大切に、
人に思いやりを

目標

- 基礎学力をしっかりと身に付けた子どもを育む
- 新たなこと、更なる高みに挑戦する子どもを育む
- 他者を思いやることができ、社会規範を身に付けた子どもを育む
- 生涯学び、向上し続けられる環境を育む

柏崎市は、「強く、やさしい子ども」を育てます。

教育はまちづくりの原点と考え、可能な限りの財源を投入します。

【関連する主要な事務事業】

「子育て」、「子どもの育成」、「学校教育とスポーツ」に大別し、それぞれ主要施策又は主要施策の基本方向と、これに対応する分野・項目を示すとともに、これらに所管される主要な事務事業を示します。

第3編で **重点1** と示しています。

(1) 子育て

①ワーク・ライフ・バランス*の推進		産業・雇用-第1節-1(3)→73ページ
ワーク・ライフ・バランス推進事業	職場環境づくり推進事業	
②結婚や出産を望む人の希望をかなえる		健康・福祉-第2節-1→98ページ
結婚活動応援事業	子どもの医療費助成事業	
子育て応援券事業	未熟児養育事業	
妊産婦医療費助成事業	不妊治療助成事業	
③安心して子育てができる環境を充実させる		健康・福祉-第2節-2→100ページ
母子訪問指導事業	産後ケア事業	
児童手当給付事業	児童扶養手当給付事業	
ひとり親家庭等医療費助成事業	放課後児童健全育成事業	
子どもの屋内遊び場施設利用券事業	子どもの遊び場施設整備補助金	
子育て応援事業	地域子育て支援拠点事業	
保育園運営事業	私立保育園運営補助事業	
私立認定こども園等運営補助事業	小規模保育運営補助事業	
病児保育事業	保育園整備事業	
母子健康診査事業	早期療育事業	
子どもの虐待防止事業	家庭児童相談室事業	
④人権を尊重した社会づくりを進める		自治経営-第1節-2→147ページ
無料法律相談事業	男女共同参画*啓発事業	
女性相談支援事業	母子生活支援施設等入所委託事業	

(2) 子どもの育成

①防災意識・知識の充実向上		防災・生活・環境-第1節-3(1)→48ページ
地域防災力向上支援事業	中越沖地震メモリアル防災教育推進事業	
防災訓練事業		
②心と体の健康づくりを進める		健康・福祉-第1節-1→90ページ
健康推進員*活動事業	食生活改善推進員*活動事業	
健康増進計画推進事業	健康増進事業	
歯科保健事業	食育推進事業	
保健福祉相談支援事業	自殺予防対策事業	
ひきこもり支援事業		

③支え合いの地域づくりを進める		健康・福祉-第3節-1→104ページ
地域福祉計画推進事業	生活困窮者*自立支援事業	
住居確保給付金事業	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	
高等職業訓練促進給付金等事業		
④地域の人・もの・資源を活かして若者を育てる		教育・スポーツ-第1節-2→114ページ
かしわざき子ども育成基金積立金	かしわざき子ども大学事業	
地域学校協働活動推進事業		
⑤市民の主体的な文化活動を支援する		魅力・文化-第3節-2→142ページ
文化振興支援事業		

(3) 学校教育とスポーツ

①知徳体のバランスの取れた教育を進める		教育・スポーツ-第1節-1→112ページ
基礎学力向上推進事業(指導補助事業)	英語教育推進事業	
小・中学校音楽関連事業	科学技術教育事業	
ふれあいルーム推進事業	カウンセリングルーム運営事業	
通級指導教室*事業	特別支援学級*介助事業	
特別支援教育推進事業	学校教育活動推進事業	
就学援助事業、就学奨励事業	心の教室相談員事業	
移動図書館事業	図書館サービス事業	
②地域の人・もの・資源を活かして若者を育てる		教育・スポーツ-第1節-2→114ページ
(2) ④に同じ		
③スポーツによる地域づくりや生きがいづくりを進める		教育・スポーツ-第3節-1→126ページ
市民スポーツ大会事業	スポーツ合宿誘致事業	
水球のまち柏崎推進事業		
④全国や世界に通用する競技者を育てる		教育・スポーツ-第3節-2→128ページ
スポーツ支援事業	選手強化事業	
国際大会等出場奨励事業		

重点戦略2 大変革期を乗り越える産業イノベーション*の推進

【戦略のねらい】

急激に進展するデジタル化*や脱炭素化など、時代潮流の変化を的確に捉えながら、環境・エネルギー産業を始めとする新たな産業の育成や誘致を進めます。あわせて、成長分野への進出や事業構造改革・デジタル変革の取組を推進することにより、強靱で持続可能な産業構造を構築し、地域経済の活性化と新たな雇用や働き方の創出を図り、生活基盤の安定化を目指します。

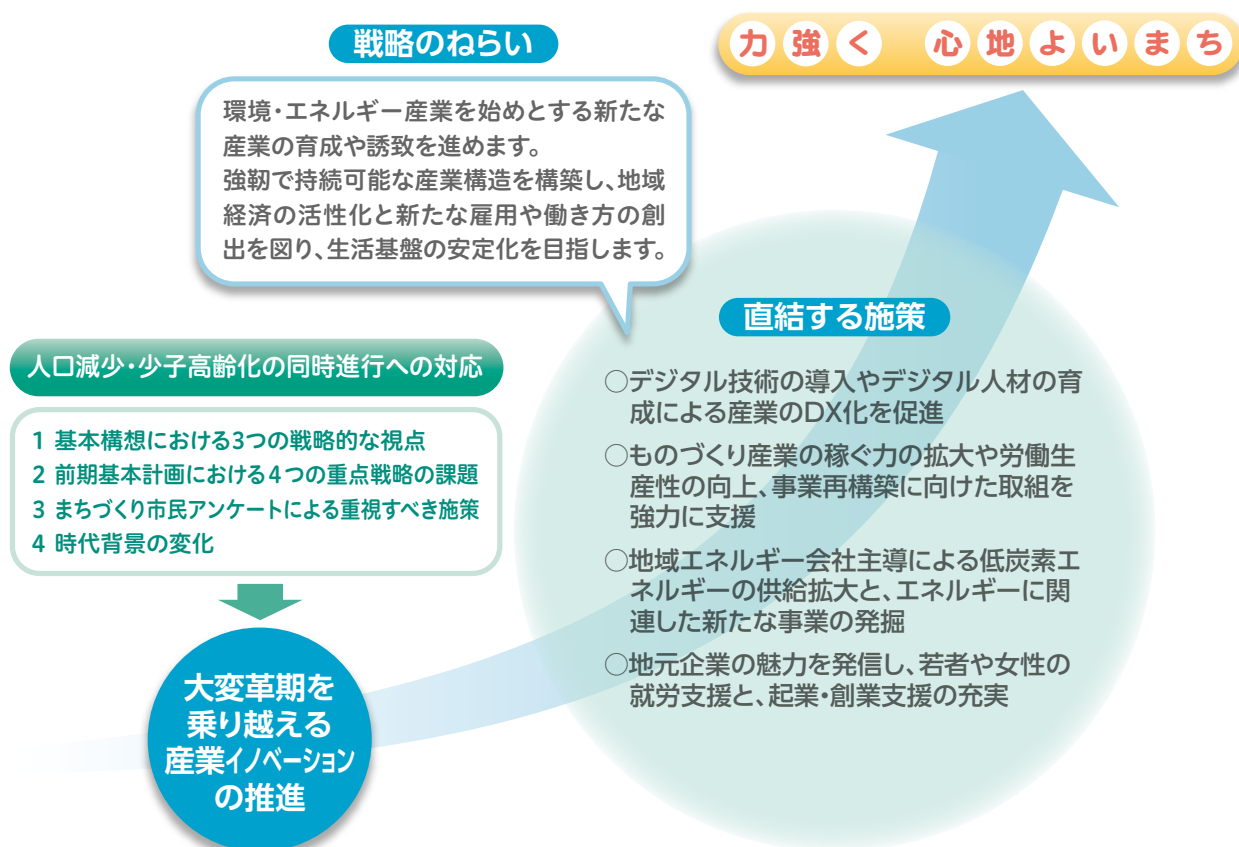
【直結する施策】

デジタル技術の導入やデジタル人材の育成による産業のDX*化を促進します。

基幹産業であるものづくり産業の稼ぐ力の拡大や労働生産性の向上、事業再構築に向けた取組を強力に支援します。

地域エネルギー会社*主導により低炭素エネルギーの供給を拡大するとともに、エネルギーに関連した新たな事業の可能性を探ります。

地元企業の魅力を発信し、若者や女性の就労支援に取り組むほか、起業・創業支援の充実を図ります。



【参考】柏崎市地域エネルギービジョンのイメージ

■エネルギーのまち柏崎のこれまでとこれから

本市は、これまでの石油産業(1.0)から原子力産業(2.0)と続くエネルギーのまちとしての歩みと矜持を礎に、環境・経済の両面から持続可能で豊かに生活できる脱炭素社会*「エネルギーのまち柏崎3.0」を将来像としています。



地域資源を最大限活用する低炭素社会*に向け、徐々にではありますが確実に原子力を減らす「再生可能エネルギー*と原子力のまち(2.5)」を進めています。

令和2(2020)年12月に、「脱炭素のまち・柏崎スタート」を表明し、**令和17(2035)年にカーボンニュートラル*の実現**を目指すこととしました。

国や新潟県の目標

令和12(2030)年 温室効果ガス*46%削減【新潟県】

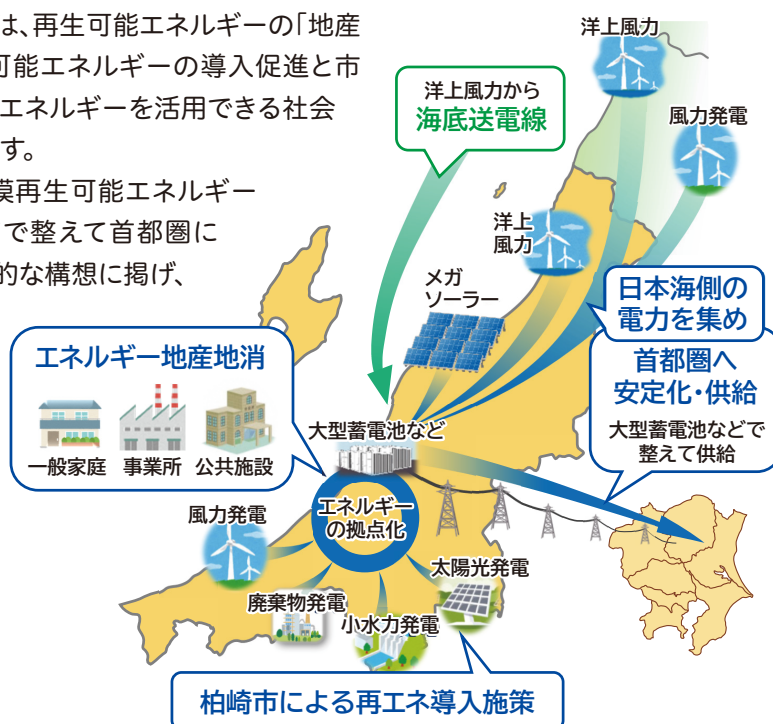
令和17(2035)年 国内の自動車新車販売を100%電動化【国】

令和32(2050)年 カーボンニュートラルの実現【国】

■地域エネルギー会社*の事業構想イメージ

地域エネルギー会社は、再生可能エネルギーの「地産地消*」により、再生可能エネルギーの導入促進と市民や事業者が低炭素エネルギーを活用できる社会づくりを担っていきます。

また、市内外の大規模再生可能エネルギーの電力を蓄電池などで整えて首都圏に供給する事業を将来的な構想に掲げ、エネルギーの供給拠点としての役割を果たすよう考えています。



【関連する主要な事務事業】

「環境・エネルギー産業」、「事業構造改革・デジタル変革」、「新たな雇用・新たな働き方」に大別し、それぞれ主要施策又は主要施策の基本方向と、これに対応する分野・項目を示すとともに、これらに所管される主要な事務事業を示します。

第3編で **重点2** と示しています。

(1) 環境・エネルギー産業

①次世代エネルギー*の活用による温暖化対策の推進 防災・生活・環境-第4節-1(1)→65ページ	
低炭素型設備機器導入補助事業	
②環境・エネルギー産業の創出 産業・雇用-第2節-3(3)→83ページ	
次世代エネルギー活用推進事業	地域エネルギー会社*連携事業
環境・エネルギー産業拠点化推進基金積立金	廃炉産業調査研究事業

(2) 事業構造改革・デジタル変革

①技術の継承と人材の育成 産業・雇用-第2節-3(1)→83ページ	
人材育成支援事業	
②果敢に挑戦する企業等への支援の強化 産業・雇用-第2節-3(2)→83ページ	
地方産業育成資金貸付金	地方産業育成資金償還金
中小企業等融資事業	制度融資利子補給金補助金
地域ブランドづくり支援事業	工業振興事業
産学連携支援事業	新技術・新製品研究開発支援事業
IoT*推進事業	事業構造強化促進事業
③情報関連産業の振興 産業・雇用-第2節-3(4)→83ページ	
情報産業育成振興事業	
④DX*の推進 自治経営-第3節-1(2)→157ページ	
IT戦略事業	情報化関連業務総合委託事業
地域イントラネット*事業	社会保障・税番号制度*事業

(3) 新たな雇用・新たな働き方

①雇用環境や就労機会を充実させる		産業・雇用-第1節-1→72ページ
若年者就労支援事業	女性活躍推進事業	
障がい者活躍推進事業	雇用促進事業	
漁業就業者支援事業	青年就農支援事業	
新規就農者体験支援事業	新規就農者育成支援事業	
森林経営管理事業	U・Iターン*者新規就農支援事業	
奨学金償還補助事業	ワーク・ライフ・バランス*推進事業	
職場環境づくり推進事業		
②起業・創業を支援する		産業・雇用-第1節-2→74ページ
創業支援事業	事業承継支援事業	
③企業誘致を進める		産業・雇用-第1節-3→75ページ
企業立地事業		

